

# 政府が保険業法再改正案を提出

政府は、二〇〇五年の保険業法改正により規制が強化され、存続が難しくなっていた「無認可共済」を救済するため、保険業法の再改正案を今国会に提出した。共済団体側は政権交代による方針転換を評価する一方、今回は暫定措置で、将来の共済事業のあり方までは政策が定まっていないことを不安視している。(経済部・西尾文司)

### 仲間て扶助

# 無認可共済へ 存続救済へ

## 核心

### ▲危機

「野党時代の気持ちに戻って言えば『ほーら見たことか』と。民主党の大塚耕平金融担当大臣は四月十四日、無認可共済の救済策を発表した記者会見でう話した。〇五年の改正の際、民主党は「存続できない共済が出てくる」と反対していたため。

### ▲評価

不特定多数の人を営業対象とする保険とは違い、共済は特定の仲間うちでお金を出し合い、掛け金は安い。例えば、個人事業主でつく

に保険業法を適用し加入者保護を図る狙いがあった。改正により無認可共済は一部を除き、資本金や専門の人員が必要など、少額短期保険業者(ミニ保険会社)などへ移行しないと新規契約ができなくなり、存続の危機に立たされ、実際に廃業するところも出ていた。

## 「一定の規制は必要」

### ▲警戒

一方、福田顧問は「今回の再改正でも、法人化や支払いに備えた責任準備金が必要で、規制がかかることに変わりはない」と不満も見せる。金融審議会が〇四年に無認可共済への対応をまとめた報告書は「構成員が真に限定される共済は、その運営を構成員の自治に委ねることで足りる」としていたからだ。

る「全国商工団体連合会」認可を受ければ、〇五年当(東京)の共済(会員数約一十七万人)は月千円の会費で、会員や配偶者の入院・出産時に、上限十数万円の見舞金や祝い金が支給される。その一つ、「兵庫県知的障害者施設利用者互助会」議員がかかわった「オレンシ共済組合事件」など、無認可共済による詐欺的商法が相次いだことを受け、規則する法律がなかったもの

命保険に入るのが難しい知



共済 同じ会社や地域のグループなどに所属する人が、助け合いの精神でお金を出し合

充てる制度。任意団体や公益法人が運営し根拠法がない無認可共済は、2005年の保険業法改正で、原則として同法の適用対象となった。JA共済や県民共済などは、根拠法や監督官庁が別に規定された「制度共済」との位置付けだ。

## 「将来の締め付け懸念」

青山学院大経済学部の間照光教授は「限定された構成員が自主的に非営利で運営する健全な共済は、保険業法の規制を適用すべきではない。今回は暫定措置なら規制は最小限にとどめるべきだ」と指摘している。



日本勤労者山岳連盟などの関係者が無認可共済団体の存続を求めて開いた集会。東京都千代田区で